



CONTENTS

1-3 ・令和6年愛知の死亡災害発生状況（速報版）

4 ・災害発生状況

- ・化学物質管理強調月間／説明会等のご案内 ～愛知労働局からのお知らせ～
- ・フリーランスに業務委託をする企業の皆さまへ SNS等を通じてフリーランスの募集を行う際には、氏名（名称）・住所・連絡先・業務の内容・業務に従事する場所・報酬を記載しましょう

5 ・連載 第2回（全6回）安全経営あいち賛同事業場制度
鈴木 基義 氏（愛知労働局 労働基準部 安全課長）

6 ・連載 第6回（最終回）介護離職防止とその取り組みについて
アライツ社労士事務所 代表 社会保険労務士 浅野 貴之 氏

7 ・役員寄稿

8 ・愛知県下各労働基準協会主催 労働衛生管理に関する諸問題への対応を総括テーマに「労働問題総合対策セミナー」開催

9 ・自律的な化学物質管理の進め方について（第2回応用編）～化学物質管理者の職務について理解しよう！～を開催
・当協会・地区協会の第38回事務局責任者会議を開催しました
・令和6年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」受賞者

10 ・新春懇談会 開催報告

11 ・技能講習等講習会予定表

令和6年愛知の死亡災害発生状況 (速報版)

愛知労働局 安全課

愛知労働局(局長 小林 洋子)は、令和6年に発生した死亡災害発生状況(令和7年1月15日現在速報値、令和5年以前は翌年3月末の確定値)について、下記のとおり取りまとめた。

1 死亡災害の発生状況

愛知県内における労働災害による死亡者数は、年間40人台を中心に推移していたが、令和3年に過去最少の26人まで減少して以降、40人を下回る状況で推移している。

令和6年は、令和7年1月15日現在、死亡者数は29人となり、前年と比較して6人の減少となった。

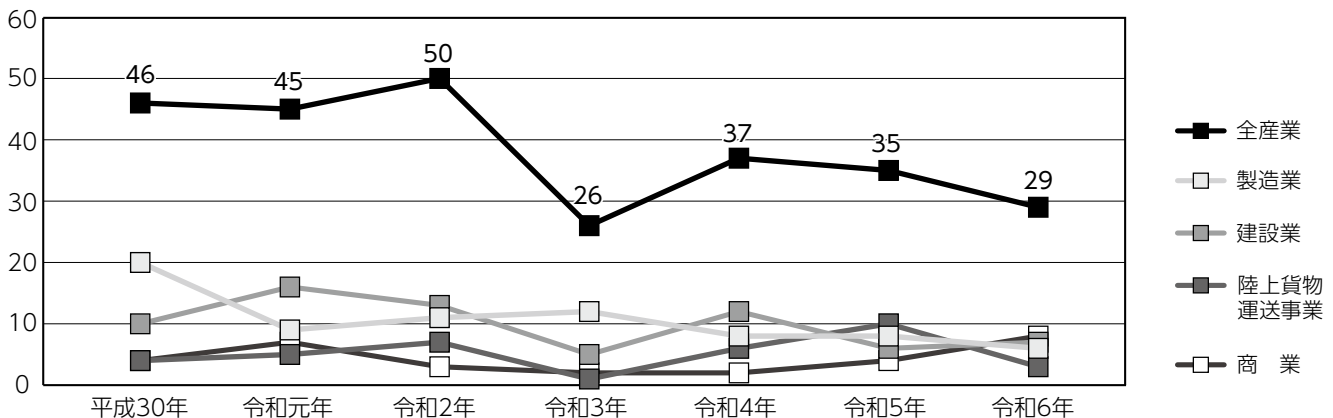
業種別分類で見ると、製造業及び陸上貨物運送事業で死亡者数は減少、建設業及び商業で死亡者数が増加した。特に陸上貨物運送事業においては、前年と比較し10人から3人と大幅に減少し、商業においては、前年と比較し4人から8人と大幅に増加した。

【表1、グラフ1】
(表1)

年		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
死亡災害	全産業	46	45	50	26	37	35	29
	製造業	20	9	11	12	8	8	6
	建設業	10	16	13	5	12	6	7
	陸上貨物運送事業	4	5	7	1	6	10	3
	商業	4	7	3	2	2	4	8

(令和6年は、令和7年1月15日現在速報値で未確定、平成30～令和5年は確定値)

死亡災害の推移(グラフ1)

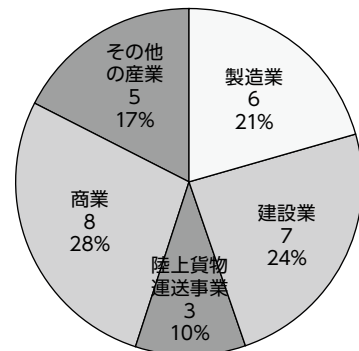


2 業種別死亡災害発生状況

～陸上貨物運送事業で大幅減、商業で大幅増～

	令和6年 (速報値)	令和5年 (確定値)
製造業	6	8
建設業	7	6
陸上貨物運送事業	3	10
商業	8	4
その他の産業	5	7
合計	29	35

令和6年 業種別死亡災害発生状況(表2)



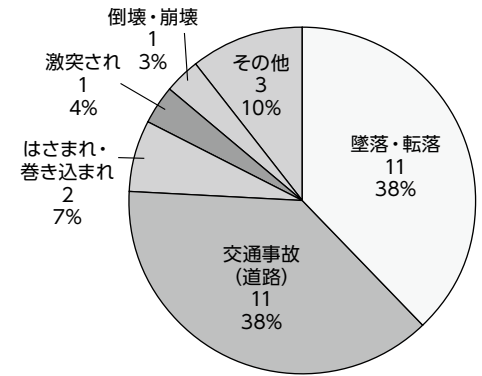
令和6年 業種別死亡災害発生状況(グラフ2)

業種別の死亡災害発生状況については、グラフ2のとおり商業が8人と最も多く、次いで建設業(7人)、製造業(6人)の順で発生している。商業、建設業、製造業の3業種で全体の73%を占めている。

3 事故の型別死亡災害発生状況

～墜落・転落、交通事故（道路）で76%を占めている～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商業
墜落・転落	11	1	5	2	2
交通事故（道路）	11	1	2	1	6
飛来・落下					
はさまれ・ 巻き込まれ	2	2			
激突され	1				
倒壊・崩壊	1	1			
有害物等との接触					
その他	3	1			
合計	29	6	7	3	8



令和6年 事故の型別死亡災害発生状況 (グラフ3)

令和6年 事故の型別死亡災害発生状況 (表3)

事故の型別の死亡災害発生状況については、表3・グラフ3のとおり全産業では、墜落・転落及び交通事故（道路）が最も多く38%を占め、次いではさまれ・巻き込まれで7%となっている。墜落・転落及び交通事故（道路）の事故の型で全体の76%を占めている。

製造業では、従来、機械などによるはさまれ・巻き込まれが多くを占めてきたが、令和6年は10人から2人と大幅に減少した。

建設業では、従前どおり墜落・転落が多く発生する傾向がみられ、2人から5人と増加した。

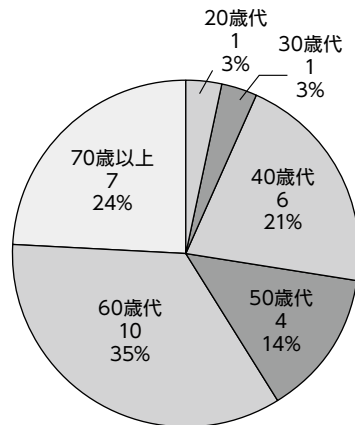
商業では、8人に増加しており、平成30年以降最も多く発生している。うち6人は出張作業中の交通事故で死亡している。

陸上貨物運送事業は昨年と比べ、全体の件数自体は減少しているが、墜落・転落災害については、1人から2人に増加している。

4 年齢別死亡災害発生状況

～60歳代が最多の35%を占めている～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商業
19歳未満					
20歳代	1				
30歳代	1				1
40歳代	6	1	2		2
50歳代	4	1	2	1	
60歳代	10	2	3	1	3
70歳以上	7	2		1	2
合計	29	6	7	3	8



令和6年 年齢別死亡災害発生状況 (グラフ4)

令和6年 年齢別死亡災害発生状況 (表4)

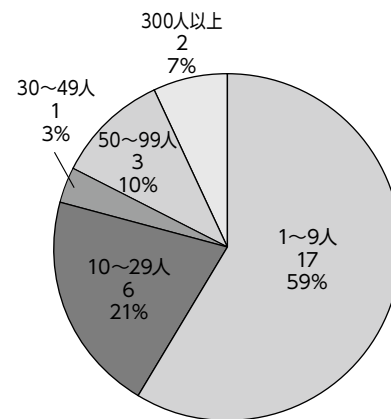
年齢別の死亡災害発生状況については、表4・グラフ4のとおり、60歳代が最も多く全体の35%を占め、次いで70歳以上が24%、40歳代が21%を占めている。

60歳以上が全体の約60%を占めている。

5 事業場の規模別死亡災害発生状況

～規模50人未満の事業場で83%を占める～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商業
1～9人	17	3	6	2	4
10～29人	6	2	1		2
30～49人	1				1
50～99人	3			1	1
100～299人					
300人以上	2	1			
不明					
合計	29	6	7	3	8



令和6年 事業場規模別死亡災害発生状況 (グラフ5)

令和6年 事業場規模別死亡災害発生状況 (表5)

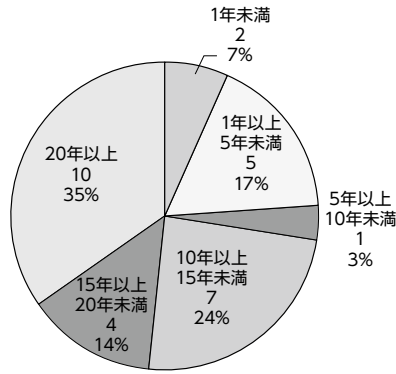
事業場規模別の死亡災害発生状況については、表5・グラフ5のとおり、安全・衛生管理者等の選任義務のない50人未満の事業場において全体の83%を占めている。特に建設業では中小零細規模の専門事業者が多いことから、7人のうち6人が事業場規模10人未満となっている。

6 経験別の死亡災害発生状況

～経験年数 20 年以上が 35%を占める～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商業
1年未満	2		1	1	
1年以上5年未満	5	1	1		2
5年以上10年未満	1				
10年以上15年未満	7	2	2		2
15年以上20年未満	4			2	1
20年以上	10	3	3		3
不明					
合計	29	6	7	3	8

令和6年 経験別死亡災害発生状況 (表6)



令和6年 経験別死亡災害発生状況 (グラフ6)

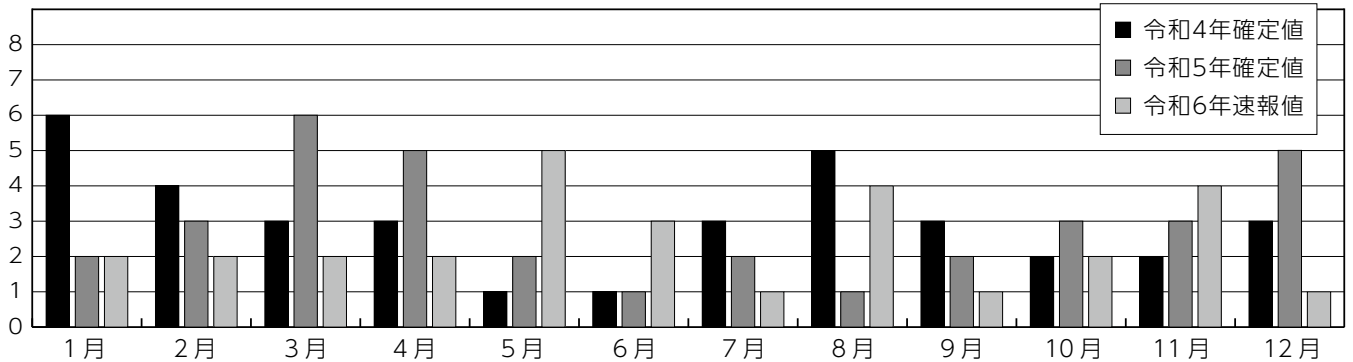
経験別の死亡災害発生状況については、表6・グラフ6のとおり、全産業では、経験年数20年以上で10人と最も多くを占めている。一方、経験年数5年未満の発生率は全体の24%である。

労働人口の高齢化に伴い、作業に不慣れな労働者よりも、ある程度作業に習熟した労働者、また熟練労働者が被災する割合が増加している。

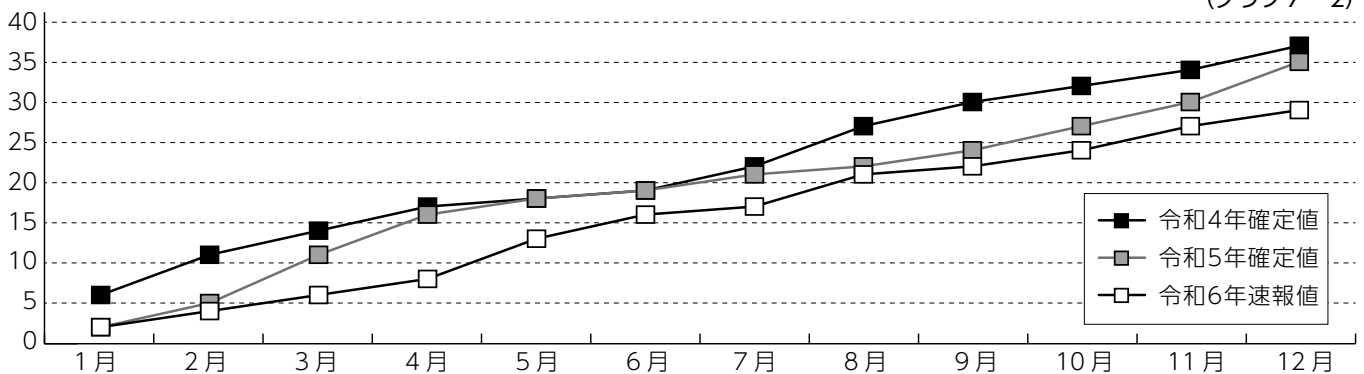
7 月別の死亡災害発生状況

～5月に5人、8月に4人、11月に4人と多く発生した～

(グラフ7-1)



(グラフ7-2)



まとめ

愛知労働局が策定した第14次労働災害防止推進計画（令和5年度～令和9年度）では、全業種における死亡者数を、令和9年までの早期に25人を下回ることを目標に掲げるとともに、重点業種目標として製造業で6人、建設業で5人を下回ることを目標としている。

令和7年1月15日現在の死亡者数の速報値が29人であり、全業種目標の達成に向けて中長期的に減少傾向で推移している。一方で重点業種目標である製造業は6人、建設業は7人と、ともに目標を達成することはできなかった。

愛知労働局では、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く人々の安全・健康管理を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-being）を実現するとともに、今後さらなる死亡災害の減少を目指すため、「安全経営あいち®」の推進・定着を強力に推進することとしている。

災害発生状況

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧 (令和7年1月6日現在)

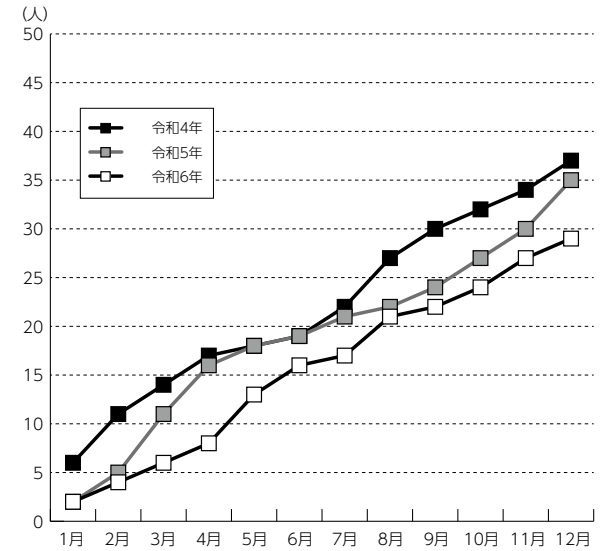
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因			
R6.12.7. 0:00	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	トラックと乗用車が交差点で出会い頭に衝突した際に、乗用車が左側の燃料タンクと後輪の間部分に追突したため、その衝撃でトラックの運転席側がガードレール上に横転した。			
	事業場規模 50~99名以下	業種 道路貨物運送業	50代 貨物自動車運転者	経験 0年	

愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和7年1月6日現在の速報値)

令和6年発生分 ※ () 内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和6年速報値		令和5年同時期(速報値)		令和5年確定値	
		発生数	(内交通事故)	発生数	(内交通事故)	発生数	(内交通事故)
製造業	造業	6	(1)	8		8	
	食料品製造業						
	化学工業						
	鉄鋼・非鉄金属			3		3	
	金属製品	1					
	一般・電気・輸送用	2	(1)				
その他	3		5		5		
建設業	建設業	7	(2)	5	(1)	6	(1)
	土木工事業						
	建築工事業	5	(1)	5	(1)	6	(1)
その他	2	(1)					
陸上貨物運送事業	3	(1)	8	(2)	10	(3)	
商業	卸売業	8	(6)	4	(2)	4	(2)
	小売業	1		2		2	
	その他	6	(5)	2	(2)	2	(2)
清掃・と畜業	1	(1)					
清掃・と畜業	2		4		4		
上記以外の事業	3	(1)	2	(1)	3	(1)	
合計		29	(11)	31	(6)	35	(7)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



化学物質管理強調月間/説明会等のご案内 ~愛知労働局からのお知らせ~

厚生労働省では、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、令和6年度を初年度として、毎年2月を化学物質管理強調月間とし、化学物質に関する様々な啓発活動等を行うこととしています。

化学物質管理と聞くと、「製造業などの工業的な業種のもの」と思われがちですが、化学物質とは縁遠いイメージのある非工業的な業種においても、実はこれらに起因する労働災害が多く発生しています。また、それだけでなく、令和6年4月には、規制対象となる化学物質の種類が大幅に拡大される等の法令改正も行われており、職場における適切な化学物質管理の実施が強く求められています。

愛知労働局では、化学物質管理についての基本的な考え方をまとめたパンフレットを作成しているほか、強調月間中に説明会等を実施することとしています。

ぜひ、これらを参考として、職場における化学物質管理の推進を図っていただきますようお願いいたします。

【説明会等のご案内】

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/chemical_monthly_2024.html

【パンフレットのご案内】

<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/content/contents/002041787.pdf>

フリーランスに業務委託をする企業の皆さまへ SNS等を通じてフリーランスの募集を行う際には、氏名(名称)・住所・連絡先・業務の内容・業務に従事する場所・報酬を記載しましょう

フリーランス・事業者間取引適正化等法では、インターネットやX等のSNSを含む広告等により、フリーランスの募集に関する情報等(以下、「募集情報」といいます)を提供するときは、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならないこととされています。

昨今、インターネット等で犯罪実行者の募集が行われる事案が見られ、その中には、通常の募集情報と誤解を生じさせるような広告等も見受けられます。

こうした誤解が生じないよう、募集情報を提供するには

- ① 氏名(名称)、②住所、③連絡先、④業務の内容、
- ⑤業務に従事する場所、⑥報酬(6情報)

を記載することが必要です。

募集主の皆さまは、インターネットやSNS等でフリーランスを募集する際はこれらの情報が記載されていない場合は法令違反となりますので注意してください。

◆仲介事業者を利用する場合

発注事業者の皆さまは、仲介事業者(※)を通じてフリーランスの募集を行う場合には、当該仲介事業者に対し、上記①~⑥の事項が掲載されるよう依頼してください。ただし、この場合において、フリーランスから照会があった際には、仲介事業者が、募集主の氏名・名称等を当該フリーランスに回答することとなり、それを照会先を付して示す場合には、募集主の氏名・名称等の情報は必ずしも載せる必要はありません。

(※) 実態として発注事業者に該当しない仲介事業者

詳細は、今号に封入のリーフレットまたは、愛知労働局 雇用環境・均等部、需給調整事業部までお問い合わせください。

愛知労働基準協会及び会員の皆様方には、日頃より労働行政、特に労働災害防止にご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

今回は、「安全経営あいち賛同事業場制度」をテーマとさせていただきます。

「安全経営あいち[®]」の推進は、2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする「第14次労働災害防止推進計画」（以下「14次防」という。）の重点事項の1つに掲げているところです。

「安全経営あいち賛同事業場制度」は、重篤な労働災害の撲滅を目指すにとどまらず、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進して行くため、14次防期間中、「安全経営あいち[®]」の理念（※1、2参照）に賛同する事業場（以下「賛同事業場」という。）を募る制度です。

所定の手続（※3、4参照）を経た賛同事業場に対し、登録商標である「安全経営あいち[®]」の名称及びロゴを使用できることや事業場名等を愛知労働局HPで公開（承諾ありの場合）するほか、賛同事業場は、それらの使用により「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢とを同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。

令和6年12月時点で1,001事業場からご賛同をいただいているところです。会員の皆様方におかれましても、「安全経営あいち[®]」の理念へのご理解とともに、申請のご検討をお願いいたします。

（※1）「安全経営あいち[®]」の理念

これまで、労働安全衛生管理の手段と捉えられていたリスクアセスメントは、そのプロセスに現場の実態把握を含めていることから、これを通じて経営視点である「PQCDSME（※2）」を並列かつ一体的に捉えて行くことができる。すなわち、リスクアセスメントを通じ、安全性、生産性、品質、原価、納期等を同時に高めていくことが可能であり、さらに企業価値をも向上させる戦略的手法とすることができる。愛知労働局は、この理念を「安全経営あいち[®]」として提唱しています。

（※2）PQCDSME

経営における重要な7つの視点のことで、それぞれ、

P：Productivity = 生産性

Q：Quality 品質

C：Cost = 原価・経済性

D：Delivery = 納期・生産量

S：Safety = 安全性

M：Morale 士気

E：Environment = 環境。

（※3）賛同の要件

- 愛知県内の事業場であること。
- 「安全経営あいち[®]」の趣旨に賛同し、労働局・労働基準監督署の関連する活動に協力いただけること。
- 愛知労働局又は、管下労働基準監督署が実施する「リスクアセスメント出前講座」又は「リスクアセスメント集団指導」に出席していること。

なお、過去に「愛知労働局 リスクアセスメント推進事業場宣言制度」に基づく宣言を行っている事業場は、管轄の労働基準監督署にお申し出いただければ、賛同の要件を満たしているものとしてお取扱いいたします。

（※4）賛同の方法

- 「申請書」に事業場の代表者自らが署名し、管轄の労働基準監督署を通じて愛知労働局へ提出いただきます。
- 審査の上、「安全経営あいち[®]」賛同事業場として登録した事業場に対し、登録証及びロゴのデータ等を交付します。

前回(12月号)では、「育児休業」についてご紹介していましたが、今月号では、「介護離職」について確認していきたいと思います。厚生労働省の「雇用動向調査」によると、介護離職者数は、おおむね7万~8万人と高水準で推移している状況です。また、介護離職の中心は高齢の親を介護する40代、50代で、この世代だけの合計で約65%を占める状況となっています。働き盛りが多く、会社内で中核ポストに就く割合も高いので、こうした貴重な社内の人材が失われることは大きな問題で、介護離職防止への取り組みが重要であることは明らかです。

そこで、前提として育児介護休業法の令和7年4月からの「介護休業」に関する法改正について、以下の4つの点を見てみましょう。

	改正点	改正内容のポイント
①	介護休暇を取得できる労働者の要件緩和	介護休暇を取得できる要件について、労使協定により継続雇用期間6か月未満除外可能でしたが、除外出来なくなります。
②	介護離職防止のための雇用環境整備	介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、会社は、法で決められた4つの措置のうち、いずれかを講じなければなりません。
③	介護離職防止のための個別の周知・意向確認等	介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認を行わなければなりません。 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供を行わなければなりません。
④	介護のためのテレワーク導入	要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるような措置を検討しましょう。【努力義務】

上記表の②、③からも判るように、法律として介護離職への取り組みを求められることが明らかです。

こうしたことから、具体的に各企業で、どのような取り組みを行うべきか?について、東京都の取り組みが参考になるとと思いますので、ご紹介致します。

東京都では、数年前より育児・介護により退職した場合、

退職前の会社に復帰できる仕組みを整備する中小企業を支援する取り組みを行っています。

その一つが、「ジョブリターン制度」です。

家庭の事情でやむなく退職する人材を再び戦力として迎え入れることは、すでに業務を知っている人材であり、「即戦力」として、お互いにとって良い関係を再構築しやすいのではないのでしょうか?

また、厚生労働省では介護離職防止に取り組む中小企業に対して、8月号・10月号でご紹介したような助成金制度も用意されていて、両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)といいます。

内容は、「介護支援プラン」を作成し、そのプランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組んだり、または介護のための柔軟な就労形態の制度を作成・運用したり、介護休業中の代替要員の確保を行う場合に活用出来ます。

さらに『トモニ』を活用して、仕事と介護の両立支援の取組をアピールすることで、人材確保や企業のブランド化を図ることも可能です。『トモニ』は厚生労働省が推進している取り組みで、認定されればマークが与えられ、介護支援を行う企業としてPRでき、より安心して働ける環境を提供することが出来ます。

また、愛知県でも、愛知県労働福祉課が、「仕事と介護の両立について」として、YouTubeでの社内研修動画や、各企業の取り組み事例集、両立支援策導入マニュアルを公開していますので、参考にして頂き、今後の取り組みに活かして頂ければと思います。



<東京都:ジョブリターン制度参考規程>



<介護離職防止支援コース: PDF 2 ページ目>



<愛知県:仕事と介護の両立について>



アライツ社労士事務所 代表 社会保険労務士 ^{あさの たかゆき}浅野 貴之

2005年 アライツ社労士事務所設立。

同年より、愛知労働局・適用指導員を務めた後、愛知県中小企業振興公社専門家登録員や名古屋市新事業支援センター専門家登録員を歴任。

各商工会議所や経営者協会、愛知県労働講座の講師を務めている。現場第一主義で労働問題の解決をはじめ、幅広い労務相談を手掛ける。趣味はトリアスロン。

当協会役員に、働き方改革や安全衛生に関する考え方および自社の取組みなどについて寄稿いただくコーナーです。今月は、監事の 岡部 信 氏（ノリタケ株式会社 取締役 専務執行役員）です。

ノリタケは、食器製造から始まり現在ではセラミックスを核に幅広い分野に製品を展開し、お陰様で2024年に創立120周年を迎えることが出来ました。これもひとえに、お客様、お取引先様、地域社会など、様々なステークホルダーの皆様のご支援の賜物と、心より感謝申し上げます。この節目に際し、当社では、多様な人材が活躍できる風土づくりと、人材の強化による強固な組織体制の構築を目指し、「組織風土改革」に力を注いでいます。今回はその取り組みについて幾つかご紹介致します。

人事制度改定

2024年度より新たな人事制度を導入しました。この制度は、「挑戦を促す組織風土の醸成」「多様な人材の活躍推進」「貢献に対して報いる仕組みの整備」を3本柱としています。具体的には、管理職層に役割等級制度を採用し、全体的に年功色を弱め仕事と処遇の結びつきを強めています。また管理職への登用の最少年齢を30歳に引き下げ、若手社員の仕事と成長への意欲の向上に働きかけるとともに、定年年齢を65歳まで段階的に引き上げており、幅広い年齢層の活躍を促進しています。

タウンホールミーティング

経営トップと社員が直接対話する「タウンホールミーティング」を各地の事業所で開催しています。座談会形式に加え、製造部門についてはトップが現場を訪れ、雑談を交えながら作業環境などについての意見にも耳を傾けています。会社ビジョンの共有・浸透を目的としてスタートしたのですが、従業員の声を諸施策に活かす取り組みにもなっています。

キャリア支援

若手社員を対象に「ジョブローテーション」を制度化し、全ての総合職が一定期間内に必ず異動を経験する仕組みを設けました。合わせて人事部にキャリアサポート課を新設しキャリア開発支援も強化しています。最近では、各従業員にキャリアオーナーの自覚を促し、主体的にキャリア形成に取り組んでもらうため、「キャリアデザインワークショップ」と称する啓発活動を年代別を実施しています。女性活躍推進では、女性管理職を対象にメンター制度を導入し、役員との1対1のセッションを通じて、経営的視点の獲得やキャリアアップへの意欲向上を目指しています。

最後に、創業者 森村市左衛門の言葉をご紹介します。

「人は感激に生き、保守に死す。世物皆進むありて止まることなし」

この言葉は、現状に安住せず、挑戦を続ける事の大切さを私たちに伝えていています。この精神を引き継ぎ、今後も変化する社会に柔軟に対応し、改革を続けて参ります。今後ともご支援を宜しくお願い申し上げます。

【略歴】

2020年 株式会社ノリタケカンパニーリミテド 入社（現：ノリタケ株式会社）
常務執行役員 工業機材事業本部 営業本部長、常務執行役員 経営企画室、監査室 担当 を経て
2023年 取締役 専務執行役員 人事部、経営企画室 担当に就任、現在に至る。



愛知県下各労働基準協会主催

労働衛生管理に関する諸問題への対応を総括テーマに「労働問題総合対策セミナー」開催

令和6年12月17日、愛知県下各労働基準協会は岡谷鋼機名古屋公会堂（名古屋市昭和区）において、労働衛生管理に関する諸問題への対応を総括テーマに「労働問題総合対策セミナー」を開催しました。愛知県内事業場の経営者、労務人事・安全衛生部門責任者・担当者、労働関係団体役員、社会保険労務士等労働専門家など、後日配信のインターネット受講と合わせて330名が参加しました。



会場の様子



橋本署長

セミナーでは、はじめに名古屋北労働基準監督署 橋本 享 署長が開会挨拶で最新の労働基準行政の動向とともに「本日のセミナーが、参加事業場のみなさまのこれからの労務管理、人事管理、健康・安全管理に役立つことを祈念します」と述べました。



宮澤弁護士

続いて、宮澤俊夫法律事務所所長 宮澤 俊夫 弁護士より「労働者の健康管理をめぐるトラブル事例」をテーマに特別講演が行われました。宮澤弁護士からは、「企業の安全配慮義務」「精神障害（心因性障害）・自殺と企業の損害賠償責任」「脳・心疾患（過労死）と企業の損害賠償責任」「有害化学物質を原因とする労働災害と企業の損害賠償責任」について豊富な裁判例とともに解説が行われました。

次に、「円滑・実効性のある労働衛生管理の実施」をテーマにパネルディスカッションが行われました。各パネリストとコーディネーターは次のとおり。

【パネリスト】

▽宮澤俊夫法律事務所所長 宮澤俊夫弁護士（愛知労働局労災法務専門員、元名古屋法務局訟務部付検事）＝労働問題専門弁護士の立場から

▽もろかみ労働安全衛生コンサルタント事務所代表 加藤善士医学博士（労働安全衛生コンサルタント、社会保険労務士）＝元行政・医学博士の立場から

▽大同メタル工業(株)環境安全・カーボンニュートラル推進センター 岡部昭次チーフ＝企業の安全衛生担当者の立場から

▽豊田労働基準協会 三好了専務理事（元名古屋北労働基準監督署長）＝元行政・労働基準協会の活動紹介

【コーディネーター】

▽(一社)名北労働基準協会 市之瀬高司副会長・専務理事（特定社会保険労務士、RSTトレーナー）



パネルディスカッションの様子



加藤医学博士



岡部チーフ



三好専務理事



市之瀬副会長・専務理事

パネルディスカッションでは各パネリストが、(1)メンタルヘルス対策、(2)過重労働防止対策、(3)化学物質管理対策を軸にそれぞれの立場から発言を行い、終盤には「労働者の安全・健康を守るために」として総括を行い考察を深めました。

パネルディスカッションの最後には、活発な質疑応答が行われました。

さいごに、瀬戸労働基準協会 深田晃平専務理事が開会挨拶を行い、セミナーは終了しました。



深田専務理事

自律的な化学物質管理の進め方について（第2回応用編） ～化学物質管理者の職務について理解しよう！～ を開催

愛知健康安全交流会

当協会の愛知健康安全交流会は、昨年12月20日（金）、名古屋国際会議場 会議室（431・432）において、会場参加（WEB同時配信）により「自律的な化学物質管理の進め方について（第2回応用編）～化学物質管理者の職務について理解しよう！～」を開催し、企業の安全衛生担当者や管理者等が受講されました。

講師は、本セミナーの第1回応用編で講師を務められました労働安全衛生コンサルタント 土屋 眞知子 氏（土屋眞知子労働安全衛生コンサルタントオフィス 代表）が担当されました。



講師 土屋 氏



会場の様子

最初に、前回の第1回応用編のあとで講師に寄せられた質問について、資料を基に丁寧に解説が行われました。

続いて、①ガスと粉じんのリスクアセスメントの方法、②皮膚障害等防止用保護具の選定方法、③SDSの記載内容等の理解、④建設業等におけるリスクアセスメントの活動、⑤小規模事業場への活動支援について、多くの資料を用いてわかりやすく解説がありました。

最後に、会場参加者からセミナー全体を通しての質疑応答が行われました。

なお、会場の展示ブースでは、(株)重松製作所 名古屋営業所のご協力により、皮膚障害等防止用保護具が陳列され、参加者は土屋講師とともに見て触って、防護性能や作業性等を確認されていました。



皮膚障害等防止用保護具のコーナー

今後の開催予定は次のとおりです。

3月14日（金） 自律的な化学物質管理の進め方について（総合講座編） 於：岡谷鋼機名古屋公会堂4階ホール

当協会・地区協会の第38回事務局責任者会議を開催しました

当協会は、県下各地区労働基準協会の専務理事と年3回定期的に、企業の労働条件や安全衛生の向上を目的とした協会活動に資する情報・意見交換の機会を設けており、昨年12月25日（水）、安保ホール会議室（名古屋市）にて2024年度2回目の会議を開催しました。

会議では、当協会事務局側から報告事項として、「講習会の今年度見込と次年度計画」、「外国語コースの進捗状況と次年度計画」、「愛知健康安全交流会の進捗状況と次年度計画」、「無料セミナーの進捗状況と次年度計画」、「個人情報利用目的変更」等の報告を行いました。

令和6年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」受賞者

厚生労働省はこのほど、優れた技能と経験を持ち、担当する現場や部署で作業の安全を確保して優良な成績をあげた職長^{*1}111名を、令和6年度の「安全優良職長」として厚生労働大臣から顕彰しました。

この制度は、高い安全意識を持って適切な安全指導を実践してきた優秀な職長を顕彰することにより、その職長を中心とした事業場や地域における安全活動の活性化を図ることを目的に実施しています。平成10年度から始まり、今回で27回目となります。

今年度の安全優良職長厚生労働大臣顕彰式典は、令和7年1月10日（金）に砂防会館（東京都千代田区）にて執り行われました。

当協会が推薦した方

氏名(敬省略)	所属事業場
國友 直人	三菱重工業株式会社 名古屋誘導推進システム製作所 小牧北工場
森 貞二	三菱重工業株式会社 名古屋誘導推進システム製作所 小牧北工場

※1 「職長」とは、事業場で部下の作業員を直接指揮監督し、作業の安全確保・遂行に責任を持ち、第一線において「安全」を実現する監督者のこと。班長、作業長などとも呼ばれ、「安全のキーパーソン」と言われています。

新春懇談会 開催報告

1月20日（月）、新春懇談会が名古屋クラウンホテル鶴の間（名古屋市中区）において、盛大に開催されました。

最初に、当協会 会長 山碕聡志より、挨拶が行われ、「当協会では、愛知労働局の提唱する『安全は経営の視点の1つである』という考え方に賛同し、『安全経営あいち®』の理念をできる限り広く共有したいと考えています。1月27日に、愛知労働局が主催する「安全経営あいち推進大会2024」に共催団体としてPRを進めるとともに、3月には『安全経営あいち賛同事業場』の登録に受講が必要となる『リスクアセスメント出前講座』としてのセミナーを再度開催する予定です。このリスクアセスメントは、化学物質の自律的管理にも大変有効なものと考えています。

一方で当協会を取り巻く動きとしては、本年4月に公益法人に関する法令が改正され、一層の情報開示が求められたり、運営に外部の目が必要になるなどの影響がありますが、引き続き適正な運営に努めていきます。

当協会は、今後も、会員の皆さまのご意見・ご要望をお聞きし、行政ご当局、関係団体、地区協会の皆さまと連携して、これまで以上に公益性のある活動を行ってまいりますので、引き続き、ご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。」旨の話がありました。

続いて、愛知労働局 局長 小林洋子 様よりご挨拶をいただき、「県内の雇用情勢は、有効求人倍率（季節調整値）は1.28倍で、持ち直しの動きが広がりつつありますが、一部の産業では改善の動きが弱まっており、引き続き動向を注意していきます。愛知労働局の行政の取組方針を申し上げますと、はじめに最低賃金・賃金の引上げの支援については、政府の優先課題であり、賃金増→消費増→企業収益増→賃金増の好循環を目指すもので、引き続き業務改善助成金等の支援ツールを周知し、特に中小企業等の支援に取り組んでいき、そのためには、適正な価格転嫁が必要であり、愛知県等の共同宣言団体による取引適正化・価格転換促進シンポジウムや持続的な賃上げの実現に向けた愛知会議が2月に開催されますので、関係機関と連携して、地域における賃金引上げに向けた気運の醸成を図っていきます。

次に、人手不足対応については、労働者一人ひとりの労働生産性を上げる観点から人材育成が重要です。特にどの業界でもデジタル分野の人手が不足しているので、デジタル分野の公的職業訓練を拡充し、助成金はもとより、在職者向けオーダーメイド型の職業訓練もセットで活用していただければと考えています。また、ハローワークのマッチング機能の強化を図り、求人・求職支援を積極的に行い、コンサルティング機能においては、例えば求人情報の中で企業の魅力を伝えられることで求人の充足を図っていきます。人手不足の中で 密にして、取組を進めていきます。」旨の話がありました。



災害リスク評価研究所 松島代表

次に、新春講演会では、「愛知県で発生する大規模地震と会社と家族を守る実践防災」と題して、災害リスク評価研究所 代表 災害リスクアドバイザー 松島康生 様より、企業のBCPや従業員の安全確保に大変参考になるご講演をいただきました。

第2部では、意見交換会を開催し、当協会副会長・総務部会長 竹鶴 隆昭の挨拶、愛知労働局労働基準部長 高橋 嘉寿満 様の乾杯ご発声の後、活発な意見交換がなされ、当協会理事 総務部会 副部会長 森井 定正による中締めにより、盛会裏に閉会しました。



当協会 竹鶴副会長



愛知労働局 高橋労働基準部長



当協会 森井理事



当協会 山碕会長



愛知労働局 小林局長

技能講習等講習会予定表

	学科	実技							
		日	会場						
フォークリフト運転 (31Hコース)	2月	7	トヨタ教育センター	8.9.10	トヨタ教育センター	15.16.17	トヨタ教育センター		
		12	NSB東海	13.14.17	NSB東海	18.19.20	NSB東海		
	3月	3	ポーラ名古屋ビル	4.5.6	NSB東海	5.6.7	トヨタL&F白金	7.10.11	NSB東海
		7	ポーラ名古屋ビル	10.11.12	トヨタL&F白金	12.13.14	NSB東海	9.16.23	トヨタL&F北名古屋
				14.17.18	トヨタL&F白金				
		13	アイブラザ豊橋	16.22.23	トピー工業(株)				
	14	NSB東海	17.18.19	NSB東海	21.24.25	NSB東海			
	4月	7	ポーラ名古屋ビル	8.9.10	NSB東海	11.14.15	NSB東海	8.9.11	トヨタL&F白金
				13.20.27	トヨタL&F小牧				
		15	ポーラ名古屋ビル	16.17.18	NSB東海	21.22.23	NSB東海	16.17.18	トヨタL&F白金
				21.22.23	トヨタL&F白金				

講習会	会場	2月	3月	4月
ガス溶接 【学科1日 実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル		10	7
	(実) トヨタ教育センター		15	12
	(学) ポーラ名古屋ビル	14		
	(実) 愛知製鋼(株)	18		
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 4.5	(学) 3.4	(学) 8.9
		(実) 6or7	(実) 5or6	(実) 10or11
		(学) 18.19	(学) 11.12	(学) 14.15
		(実) 20or21	(実) 13or14	(実) 16or17
	アイブラザ半田	(学) 25.26	(学) 22.23	
		(実) 27or28	(実) 24or25	
		(学) 13.14		
		(実) 17or18		
有機溶剤 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	3.4	5.6	2.3
		20.21	13.14	17.18
	25.26			
	とよはし産業人材教育センター			24.25
トヨタ教育センター			21.22	
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	4.5	10.11	8.9
		10.11	20.21	23.24
	17.18			
	豊川市文化会館		10.11	
	トヨタ教育センター	13.14		
とよはし産業人材教育センター	17.18			
プレス機械作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	12.13	3.4	7.8
乾燥設備作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	27.28	18.19	21.22
はい作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		18.19	3.4
石綿作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	6.7	20.21	2.3
鉛作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	11.12		9.10
ショベルローダー等運転 【学科1日実技3.5日】	(学) 日本会議室名古屋伏見	17		
	(実) ポリテクセンター	18.19.20.21		
		25.26.27.28		

講習会	会場	2月	3月	4月
アーク溶接 【学科1.5日実技1.5日】	(学) SDG			14.15
	(実) SDG			16or17
	(学) ポーラ名古屋ビル		7.8	
	(実) 愛知製鋼		11	
	(学) ポーラ名古屋ビル	15.16		
	(実) 大同特殊鋼	22		
テールゲートリフト特別講習【学科実技】	アイシン教育センター	3	11	
	自由研削とれりフト特別講習【学科実技1日】	ポーラ名古屋ビル	3	17
機械研削といし 取替 試運転 【学科1日実技0.5日】	トヨタ教育センター	19		
		20or21		
産業用ロボット (検査・教示) 【学科2日実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル	17.18		
	(実) 三菱電機	19or20or21		
粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル			21
		17		
低圧電気 【学科1日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学)13 (学)25	(学) 11	(学) 14
		(実)14or15 (実)26	(実) 12	(実) 15or16
フルハーネス(6H) 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	10	10	25
		19	19	28
電気自動車等整備業務 【学科・実技1日】	名鉄整備専門学校		25	
安全衛生推進者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		24.25	
	安全管理者選任時【学科2日】	市民会館	20.21	
	局所排気装置等自主検査者 【学科2日実技1日】	SDG(株)	4.5.6	
	マスクフィットテスト【学科1日】	名古屋市公会堂	7	
石綿調査者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		17.18	21.22
化学物質管理者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル			11
衛生管理者(一種)【学科4日】	ポーラ名古屋ビル	10.11.12.13		

日付の表示は、土・日・祝日です。

研修などの名称	2月	3月	4月
労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー	10 スカイワード あさひ	12 岡谷鋼機 名古屋公会堂	
リスクアセスメントセミナー		10 岡谷鋼機 名古屋公会堂	
化学物質管理セミナー(総合講座)		14 岡谷鋼機 名古屋公会堂	
最新の労働情勢・関係法令に関するトップセミナー	27 中日ホール& カンファレンス		

上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。

フォークリフト外国語コース 中国語講座 ポルトガル語講座 ベトナム語講座 英語講座	学科【2日】	3/22. 23 ポーラ名古屋ビル
	実技【3日】	3/24. 25. 26 トヨタL&F白金オフィス
フォークリフト外国語コース 中国語講座 ベトナム語講座 英語講座 インドネシア語講座	学科【2日】	4/26. 27 ポーラ名古屋ビル
	実技【3日】	4/28. 29. 30 トヨタL&F白金オフィス
ガス溶接外国語コース 中国語講座 ベトナム語講座	学科【2日】	2/14. 15 ポーラ名古屋ビル
	実技【1日】	2/16 大同特殊鋼(株)